



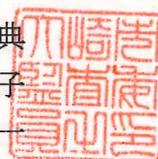
大崎市監査委員告示第6号

監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項並びに第4項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年3月13日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子
大崎市監査委員 伊 勢 健 一



記

第1 監査等の種類

定期監査及び定期監査に合わせて行う行政監査

第2 監査の対象部署

(1) 民生部

社会福祉課，子育て支援課（古川西保育所，田尻子育て支援総合施設すまいる園含む），高齢障がい福祉課，健康推進課，保険年金課，市民課

(2) 産業経済部

農政企画課，農村環境整備課，産業商工課，観光交流課

(3) 建設部

都市計画課，建設課，建築住宅課，建築指導課

第3 監査の着眼点

(1) 財務に関する事務の執行（定期監査）

(2) 経営に係る事業の管理（定期監査）

(3) 行政に関する事務の執行（行政監査）

第4 監査の主な実施内容

令和5年度及び令和6年度の財務及び経営管理並びに一般事務に関する書類及び諸帳簿を対象に、必要に応じて担当者の説明を聴取する等により、大崎市における事務事業の執行全般が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性、公平性の観点にも留意して試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和7年1月8日（水）から同年2月5日（水）まで
期日等の詳細については、別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」のとおり

第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに一般事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、各所属長等に別途通知し補完等を求めたほか、一部改善または検討を要望した主な事項については、別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」にその概要を記述したので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

別紙

定期監査報告書
(民生部)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和7年 1月8日(水)	1日	民生部 社会福祉課	書類監査
1月9日(木) 10日(金)	2日	民生部 高齢障がい福祉課	書類監査
1月15日(水)	1日	民生部 健康推進課	書類監査
1月16日(木)	午前	民生部 保険年金課	書類監査
	午後	民生部 市民課	書類監査
1月17日(金)	1日	民生部 子育て支援課 (古川西保育所, 田尻子育て支援総合施設 すまいる園含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

別紙

定期監査報告書 (産業経済部)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和7年 1月21日(火)	1日	産業経済部 農政企画課	書類監査
1月22日(水)	午前		
	午後	産業経済部 農村環境整備課	書類監査
1月23日(木)	1日		
1月29日(水)	1日	産業経済部 産業商工課	書類監査
1月30日(木)	1日	産業経済部 観光交流課	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 農政企画課

アグリビジネス創出整備支援事業補助金の実績報告に基づく補助金額の確定において、対象事業費が消費税込みの金額で計上されていたことから、確定額が過支給となる事案が見受けられた。適正な算定方法を確認し、事務処理すること。

(2) 観光交流課

鳴子温泉郷地域一体化・高付加価値化事業補助金の実績報告に基づく補助金額の確定において、交付要綱別表1では「補助額の9分の1以上を事業者が負担すること」と規定されているところ、事業者の負担が9分の1を下回る事案が見受けられた。適正な算定方法を確認し、事務処理すること。

別紙

定期監査報告書 (建設部)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和7年 1月31日(金)	1日	建設部 都市計画課	書類監査
2月3日(月)	1日	建設部 建築住宅課	書類監査
2月4日(火)	午前	建設部 建築指導課	書類監査
	午後	建設部 建設課	書類監査
2月5日(水)	1日		

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 建設課

自動販売機設置に係る令和6年3月分電気使用料2件、2・3月分駐輪場使用料金(電子決済分)3件の調定が令和6年4月1日以降の日付けであったが、歳入調定を令和5年度会計で処理していた。当該使用料は、地方自治法施行令第142条第1項第2号に規定する随時の収入となり、歳入の会計年度は、納入通知書を発した日の属する年度となるので、今後は同施行令にのっとり事務処理すること。